

## 寺家ふるさと村農ある公共空間構想業務委託に関する業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

寺家ふるさと村農ある公共空間構想業務委託

### 2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

(委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が議会で議決され配当されることを条件として、翌年度の契約を行う。令和5年度の履行期限は、令和6年3月31日まで。)

### 3 履行場所

寺家ふるさと村内（青葉区寺家町）

※以下、「本地区」という

### 4 業務目的

横浜市では良好な田園景観を将来にわたって保全することを目的とし、昭和58年に青葉区寺家町を対象に「ふるさと村設置事業」を開始しました。

しかしながら、近年、高齢化等による地元農家団体の弱体化、遊休農地の増加や水田の畑地化が急速に進み、事業開始当初に目的とされていた良好な農景観の保全が転換期を迎えています。

また総合案内所「四季の家」についても耐用年数を超え、大規模修繕が必要です。令和7年度には初期整備に投入した国費の処分制限期間が終了することからも、総合案内所として求められる機能の整理と設備のあり方見直しが求められています。

本委託では、本地区の将来像の作成と、地域が主体となった「農のある公共空間」の管理活用に向けた公民連携の手法の検証を目的としています。

### 5 委託概要

<令和5年度委託概要>

#### (1) 寺家ふるさと村の公民連携に向けた事例調査

本地区の景観は民地である水田、山林、畑地の維持管理と一体となって成立している。農景観を重視しながら地域性を生かした公民連携に向けて、民間事業者がこれまでに手掛けた公民連携に関する事例のほか、海外事例・先進事例の中から、地域が主体となってかわった事例を中心に、基準となる事例の調査、提案を行う。

- (2) 寺家ふるさと村の公民連携に向けた庁内プロジェクトチームの運営支援  
庁内の担当者レベルで組成するプロジェクトチーム(10人程度)の協議・検討にあたり、  
(1) (2)を踏まえ、専門的かつ実践経験をもとに助言、実行支援を行う。
- (3) 施策および基本構想のイメージ作成  
(1) (2)で見えてきた施策や基本となる構想のイメージを可視化する。

#### <令和6年度委託概要>

令和5年度に作成した基本構想イメージをもとに、地域と意見交換をし、基本計画案(庁内検討会議等資料作成含む)を作成するとともに、地域の活性化をすすめる機運の醸成を行う。基本計画案には、総合案内所四季の家の利用計画や、寺家ふるさと村の田園景観を保全するための施策等を盛り込む。

#### <令和7年度委託概要>

令和6年度に作成した基本計画案を基に、令和8年度以降実行に移せるように働きかけを行う。

## 6 本地区の特徴

- ・ 対象地に民地や公道を多く含みます。
- ・ 寺家ふるさと村全体が市街化調整区域であり、地区内の農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域に指定されていることから、農業以外への土地利用について規制があります。

## 7 提案の視点

本業務の特徴は、地域住民による継続的で主体的な取り組みを軸とした活性化策を検討することにあります。このために以下の3つの視点から提案を行ってください。

### (1) 収益の地域還元

本業務で検討対象の一つとなる「総合案内所四季の家」は市が所有する普通財産であり、活用の幅が広い唯一の土地です。四季の家などの活用によって生じた収益を地域の農景観の保全など広く地域に役立てられるような仕組みについて提案をおこなってください。

### (2) 寺家ふるさと村の基本理念の継承と機能の追加

当初は四季の家は、農業振興の拠点として、地元の農家が利用することを主たる目的に設置されました。そのため、一般の市民利用施設とは異なり、一定の目的に沿った利用が求められてきました。従来の施設の目的を継承しつつ、今の時代や市民ニーズに合った機能を加えるような提案を行ってください。

### (3) 「農のあるまち」として、地域住民の誇りをつくる

本地区の地権者にとっては、水田や山林の景観は見慣れたもので、特別なものとしての意

識はありません。一方で、市街地の住民にとっては、歩いて行ける距離になつかしいふるさとの景観があることを、市の共通の財産として大切に思う傾向があります。両者の意識の違いが少しずつ歩み寄って「農のあるまち」としての住民の誇りにつながるような、対象の明示、方向づけの在り方、プロセスなどについて提案を行ってください。

#### (4) 地域特性や過去の検討経過の把握

以下を踏まえたうえで提案を行ってください。

- ①過去の寺家ふるさと村に関する計画、検討経過（昭和58年の事業開始当時の寺家ふるさと村事業構想、令和2年度の有識者意見交換会、令和4年度水田地権者ヒアリング結果等）
- ②本市の農業施策・まちづくり等に関する全体方針・関連計画などの既存資料
- ③対象地域に関する自然的状況（土地利用、地形、防災等）、社会的状況（社会基盤、人口等）、経済的状況（産業、地価等）など
- ④東京都町田市、神奈川県川崎市早野町等の隣接する自治体の農地や山林、「農」をテーマとした地域づくりに対する施策と体制

## 7 成果品

(1) 成果品の著作権は、横浜市に帰属するものとする。なお、成果品は次のようなものを予定している。

①業務報告書 電子データ（CD-R格納）1部、印刷物（A4判）1冊とします。

（元データに加え、マイクロソフトオフィス等により編集可能なデータも併せて格納すること）

## 8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務計画を作成し、委託者と協議を行ったうえで進めます。
- (2) 業務上知り得た情報及び成果物について、委託者の了承を得ずにこれを使用、第三者への提供又は公表はできません。
- (3) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、決定します。